

神石高原町旧共同育苗場の貸付に係る公募型プロポーザル実施要領

1 募集の趣旨

この要領は、行政財産としての用途は廃止となったものの、民間事業者などのアイデアやノウハウを活用して施設を有効利用し、農業振興につながる提案募集を行うために必要な事項を定めたものです。

2 概要

(1) 内容

民間事業者等から町が保有する普通財産に関する提案を求め、農業振興に貢献できると認められる提案を選定し、施設及び土地（以下「施設等」という）の貸付を行うものです。なお、施設管理の観点から、施設の部分貸付は行いません。

(2) 提案を募集する施設

名称：神石高原町旧共同育苗場

位置：広島県神石高原町上豊松 840 番地 1 他

※施設の概要については別紙『神石高原町旧共同育苗場 状況一覧』のとおり

(3) 貸付期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

(4) 貸付料及びその他の費用負担

① 施設等の貸付料の最低金額は、神石高原町行政財産の使用料に関する条例第 2 条の規定に基づき算定した月額 90,640 円（税込み）となります。必ずこれ以上の金額を『【様式 4】神石高原町旧共同育苗場の貸付に係る利活用計画書』に記載してください。

なお、貸付料については、原則として年度単位での一括払いとします。

② 次の費用については借受者の負担とします。

ア. 光熱水費等の維持管理費

イ. 施設等の設備の補修、改修に係る費用

(5) 選定方法

公募型プロポーザル方式とします。

(6) 貸付の条件

① 施設を改築する場合は、神石高原町の許可を得て改築すること。

② 施設内の機械が修繕不可のため、購入する場合は、借受者の負担により購入すること。

- ③ 返還の際は、原則、原状復帰し空け渡すこととする。ただし、神石高原町が認めた場合は、原状復帰は行わず、神石高原町が定める状態で明け渡すことができる。
- ④ 水源について、神石高原町簡易水道を利用する場合は、簡易水道区域内の利用者に安定した飲料水を確保する必要があるため、使用量は5 t／日を限度とする。
また、貸与敷地内にボーリング等を行い、新たに水源を確保する場合には、掘削場所等について神石高原町と協議を行うこと。なお、新たな水源の確保に関して、周辺住民、農地利用者等から水量減少、水質汚濁等の苦情が発生した際には、借受者の責任において誠実に対応すること。施設等の貸付期間が満了した際には、当該ボーリング等設備及び水利権は、神石高原町に帰属することとする。
- ⑤ 貸与敷地内及び周辺部の草刈等を定期的に行うなど、環境整備に努めること。

3 参加資格

借受期間中、安全、かつ円滑に管理運営できる法人その他の団体で、次に掲げる事項に該当しない者（個人での応募はできません）。

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む）の規定により神石高原町における一般競争入札等の参加を制限されている者
- (4) 町税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
- (5) 集団的にまたは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある者

4 スケジュール

内 容	日 時
公示	令和8年5月20日(水)
神石高原町ホームページに掲載	令和8年5月20日(水)から
参加申込書受付期間	令和8年6月5日(金)まで
施設見学（上記の申込者のみ）	令和8年6月11日(木)（予定）
質問書提出期間	令和8年6月16日(火)まで
上記質問の回答日	令和8年6月23日(火)
申請書等の受付期間	令和8年6月30日(火)まで
審査会	令和8年7月上旬(予定)

審査結果通知	令和8年7月中旬(予定)
契約締結	令和8年7月31日(予定)
施設等供用開始日	令和8年8月1日(予定)

※スケジュールは予定であり、町の都合により変更する場合があります。

5 提出書類

提案を行う者（以下「提案者」という）は、次に掲げる書類を指定する提出先に郵送または持参により提出してください。

神石高原町ホームページより、関係書類をダウンロードしてください。

神石高原町ホームページアドレス <https://www.jinsekigun.jp/>

(1) 参加申込書受付期間までに提出が必要な書類

名称	書式等	提出部数
神石高原町旧共同育苗場の貸付に係る公募型プロポーザル参加申込書	様式1	1部

(2) 申請書等の受付期間までに提出が必要な書類

名称	書式等	提出部数
神石高原町旧共同育苗場の貸付に係る公募型プロポーザル申請書	様式2	1部
事業者概要書	様式3	8部
神石高原町旧共同育苗場の貸付に係る利活用計画書	様式4	8部
申請に係る誓約書	様式5	8部

(3) 提出先

〒720-1522

広島県神石郡神石高原町小島 1701 番地

神石高原町役場 産業課

電話 0847-89-3337

メールアドレス：jk-sangyou@town.jinsekikogen.hiroshima.jp

6 公募に関する質問の受付及び回答

(1) 提出期限

令和8年6月16日(火)午後5時まで

(2) 提出先

神石高原町役場 産業課

(3) 提出様式

質問書（様式7）

(4) 提出方法

電子メールにより次のアドレスに送信してください。なお、電子メールの件名は「神石高原町旧共同育苗場の貸付に係る公募型プロポーザルに関する質問書」としてください。質問書のみの提出とし、電話等による質問は受け付けません。

メールアドレス：jk-sangyou@town.jinsekikogen.hiroshima.jp

(5) 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、とりまとめ、令和8年6月23日(火)までにメールにより回答します。なお、回答はQ&Aとして、参加申込者全員に回答します。

7 審査等

(1) 審査委員会

委託業者の選定は、「旧共同育苗場利活用事業者選定に係る公募型プロポーザル審査委員会」（以下、審査委員会という。）が行います。

(2) 審査方法

審査では、下記（3）の内容について審査委員会にて評価を行い、優先交渉権者及び次点者を選定します。審査の得点が同点となった場合は、審査委員会で協議の上、順位付けを行うこととします。

ヒアリングについては、20分間の説明、20分間程度の質疑応答を予定しています（追加資料の配布等は認めません）。利活用計画書等の説明は施設等の利活用を実施する者が行うものとし、パソコン等の操作者を含め出席者は3名以内とします。

また、パワーポイント等の画像の投影については、その内容が利活用計画書等に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に限り認めます。プロジェクター及びスクリーンは用意しますが、その他の機器は各自で用意してください。

なお、会場や時間等の詳細な内容については、別途連絡することとします。

(3) 審査基準（配点は100点満点とする）

	評価項目	配点
1	神石高原町旧共同育苗場施設を活用した、農業振興につながる提案内容となっているか。	20
2	周辺環境への配慮の方法が明確に記載された内容となっているか。	20
3	実施する事業の目的や実施内容が明確かつ、アピールしたいことが明確になっているか。	10

4	事業内容について実現可能な内容となっているか。	10
5	本事業を行うことにより、本町や地域等に対する波及効果が見込めるか（例：町外者の転入、雇用促進、来町者の増加、税収増加等）。	10
6	地域との交流や地域活動に協力する取り組みが提案されているか。	10
7	責任者の配置、スタッフ体制、危機管理体制が明確に記載されているか。	10
8	賃借料に対する価格点 = $10 \times \left[\frac{\text{当該提案価格}}{\text{最高提案価格}} \right]$	10

※小数点第2位を四捨五入

(4) 審査結果の通知

審査結果については、提案のあった全ての者に対し、通知します。

審査結果に関する問合せ、異議申し立ては一切受け付けません。

(5) 申込者が1者のみの場合の取扱い

申込者が1者のみの場合においても、上記(2)、(3)の審査方法により審査を行います。

評価項目毎に与えられた評価点を基準に評価を行い、各審査委員の合計点数（100点満点×審査委員数）の平均点数が70点を超えた場合、優先交渉権者として選考します。

8 プロポーザルの取りやめ

申込者がいない場合は、本プロポーザルを取り止めます。

9 契約の締結

(1) 審査委員会で特定された最も優れた提案の提出者に対し、施設等の貸付に係る契約の優先交渉権が与えられます。

(2) 優先交渉権を与えられた者との協議が整った場合は、当該者と契約を締結します。なお、協議が不調となった場合は、次点候補者を交渉権者とします。

(3) 優先交渉権を与えられた者が契約までの間に失格事項が判明した場合又は辞退した場合は、次点候補者を交渉権者とします。

(4) 契約締結後においても失格事項又は不正行為と認められる行為が判明した時は、契約の解除ができるものとします。

10 費用負担

本プロポーザルに参加する一切の費用は、参加者の負担とします。

1 1 問い合わせ先

〒720-1522

広島県神石郡神石高原町小畠 1701 番地

神石高原町役場 産業課

電話 0847-89-3337

メールアドレス：jk-sangyou@town.jinsekikogen.hiroshima.jp